

第18回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年5月16日（水）14:30～16:24

2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、
長谷川幸洋（座長代理）、林いづみ

（専門委員）斎藤一志、藤田毅、三森かおり

（政府）前川内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、
佐脇規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）全国農業協同組合中央会：比嘉専務理事
国土交通省：平松住宅局市街地建築課長

4. 議題：

（開会）

1. JAグループによる農協改革集中推進期間における自己改革の実行状況等について
（全国農業協同組合中央会からのヒアリング）

2. 植物工場の立地に関する用途規制について
（国土交通省からのヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○佐脇参事官 それでは、定刻でございますので、第18回「農林ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、大田議長、金丸議長代理が御出席です。吉田委員、本間専門委員、渡邊専門委員は所用により欠席です。林委員、三森専門委員はおくれての御参加のようでございます。

それでは、ここからは飯田座長に司会進行をお願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります。議題1は「JAグループによる農協改革集中推進期間における自己改革の実行状況等について」です。

本議題については、平成26年6月に与党において「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」が取りまとめられ、それを受けて閣議決定された「規制改革実施計画」の中で、規制改革会議は、JAグループの諸改革、全農の事業・組織の見直し、金融事業などにおける単協の代理店化や農林中金や全共連による手数料水準の提示などの着実な推進・

実行に関してフォローアップを実施することとなっております。

また、農林水産業・地域の活力創造本部においても同様の趣旨で「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂されました。

とりわけ現在の会議体である規制改革推進会議になってからは、生産資材調達や流通加工構造といった農業者の所得向上に資する改革を集中的に討議し、平成28年11月「農協改革に関する意見」を取りまとめ、その意見を踏まえ、農林水産業・地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」が決定され、その中で、生産資材調達や流通加工構造の改革を進める上で重要な役割を担う全農に対し一層の自己改革が求められたところがあります。

このプログラムでは、全農に対し、改革の実現へ向け、数値目標を含む年次計画の策定が求められ、これを受けて全農は昨年3月の臨時総代会で年次計画並びに改革に向けた目標を公表しました。

全農においては改革の目標達成に向けてスタートした初年度の改革状況について、また全農に限らず、JAグループの各組織においては自己改革に向けたさまざまな取り組みが進められているただ中かと思っておりますので、本日はそのJAグループ全体の改革の進捗状況と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

本日は、JAグループを代表して全国農業協同組合中央会から御説明者として比嘉専務理事にお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、JAグループによる農協改革集中推進期間における自己改革の実行状況等について御説明をお願いいたします。

○比嘉専務理事 ただいま御紹介いただきましたJA全中の比嘉でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

当ワーキング・グループにおいてヒアリングを実施されるということで御依頼がございまして、出席させていただきました。私どもといたしましては、かかる状況のもと、農水省とは日ごろから意見交換いたしましたり、必要なこと、所要なことは御報告させていただきながら、努めているところでございます。

先月、この場にも農水省から、私どもの報告だけではなくて農水省オリジナルの情報やデータももちろんおありでございますが、私どもからの報告なども含めて御報告があったと、このように伺っております。きょう、また改めて4月26日農林ワーキング・グループの農林水産省御説明資料をお配りいただいておりますが、きょうもお出しいただくよう私からお願いをいたしました。私といたしましては、この資料に沿いまして、加えて私どもから、つけ加えさせていただきたいことを申し上げ、農水省が先月御報告になったことで特につけ加えることがないところは、お時間のこともありますので、何ページは特につけ加えることはございませんといったような言い方で取り組みの状況を御説明させていただきたいと存じます。したがって、この農水省の資料がいわば目次のような形で進みながら、時折、私どもがきょう持ち込みました資料1-1の何ページをごらんいただきたい、この

ような言い方で進めさせていただければと思いますので、何とぞお受けとめ賜ればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

「農協改革について」となっております農水省の参考資料①を見ていただきますと、右下に区分という書き方があって、販売事業の見直しについて、生産資材購買事業の見直しについて、それぞれの取り組みの認識の状況、農業者の皆さんの捉え方などが表現されているところがございます。これにつきましては、資料1-1、全中の名前で作っております「JA自己改革の取組状況」という資料で補足させていただきたいと存じます。

2 ページでございます。まず、農産物の販売事業の見直しに取り組むという、当然でございますが、取りまとめ資料でございますから、抽象的な表現になっているわけでございますけれども、具体的には販売事業の見直しとはどういうことか、各JAに全中として調査いたしましたところ、こうした項目に取り組んでおられるJAが多いということです。棒グラフをごらんいただくのですが、まず、直接販売、2つ目は業務用・加工用需要へのシフトです。生食用から業務用へのシフトは全体の需要の流れでございますので、そうした実需者の皆様への販売となると契約販売、あるいは他企業との連携といったところ、具体的に販売事業の見直しというところになるということでございます。

3 ページは、もうちょっと具体的なイメージをお伝えしたく、具体的な事例をお持ちいたしました。静岡県にございますJAとびあ浜松では、29名の営農アドバイザーが合計145軒の農家、自分の御担当農家を数軒お持ちになりまして、ここは個別の御提案で、3年で農業所得30%アップを目標にいたしまして、さまざまな栽培提案書を作成します。

栽培提案書の中身は、この中には1つだけ書いてございますが、高糖度、甘いミカンの栽培の提案をされている例、あるいは鳥害を抑えたことによって所得をふやした例、あるいは特定の病気を抑えたことによって所得をふやした例、あるいは品目の転換などがございました。後で出てまいります、大きな農家専門の担当職員を置いたことで効果を上げた例でございます。対象者の55%に当たる80軒の農家が30%の所得アップを達成しました。

2つ目は長野県のJA上伊那でございます。生産者が規模拡大あるいは作目転換するときには投資が必要になります。作目が変われば当然必要な機械も変わる。施設も多くふやさなければいけない。そんなことでJA上伊那としてみずからの財源をもってJAから組合員の皆さん、生産者の皆様に応援する助成事業をやっているといったことでございます。

4 ページには次の事例が出てまいります。JA道央、北海道でございます。国産小麦の食パン、キーワードは企業との連携でございます。敷島製パンとの共同プロジェクトを組成され、国産小麦の食パンの販路拡大をはかられました。直売所などを設けることによって販路を確保し、農業者の所得増大につなげておられます。

三重県のJA鈴鹿の場合は作目転換、キーワードは新作目、白ネギでございます。こうした場合にも生産者の皆様からすれば投資を伴いますので、JAみずから営農振興基金を用いられまして支援されるという中身です。

5 ページからが生産資材でございます。農水省の調査では生産資材購買事業の見直しと、

取りまとめた表現になっております。中身を見ましたら、例えばホームセンター等で供給されている生産資材の価格・品質の調査・分析など、なぜこの価格でできるのかといったことも含めて、相見積もり、取扱い商品の集約、具体的に生産資材購買の見直しなどに少しブレークダウンできるということです。

6 ページ以降にその事例を御紹介しています。滋賀県のJA東びわこは、トータルコストの見直しがキーワードです。もちろん生産資材の単価そのものが下がることはとても大事なことでございますが、それだけではやはり限界があるわけございまして、10アール当たりの施肥量も下げる。土壌分析や、これまでの肥料の成分内容を見直すことによって施肥量そのものも下げることができる。単価だけではなくて施肥量を下げることによってトータルコストを下げてまいります。それに加えて、閑散期に物流するといったことも含めて、1袋、10キロ当たりではなくて10アール当たりのコストをトータルで約3割削減しているということでございます。

また、JA兵庫みらいにおかれましては、ドローンを使った農薬散布、JAの子会社におきまして散布を請け負うということでございます。

7 ページは、「担い手経営体のニーズに応える個別対応を強化」と表題に書いております。JAグループでは組織的な対応でこれまで事業を進めることが主でございました。作目別部会、米麦であれば集落営農、しかし、そうした枠ではおさまり切れない、満足し切れない大きな農業経営体が出ていることはそのとおりと捉えておりまして、担い手専任の職員、部署などを置かなければいけないということで、そうした部署設置などが進んでおります。とびあ浜松の成功例などは、その典型例ということでございます。

8 ページのように、鹿児島県のJAあいらでは認定農業者と語る会、JA広島中央におきましても定期的に訪問するという形で、こういう担い手専任の皆様が活動になっておられるといったことです。

販売事業の見直し、購買事業の見直しという一言で表現されておりますことにちょっとイメージを持っていただきたく、少しお時間を頂戴いたしました。

農水省の資料の順に今のようなことで話を継いでまいりたいと思います。「農林中金及び信連は、本年3月末までに代理店方式の説明及び手数料の水準の提示を全47都道府県域で実施」、このように書いております。資料1-3の15ページを見ていただくと代理店のことが書いてあります。表題が「JAが営農経済事業に全力投球できる環境整備」、代理店方式の提示として「信用事業に必要なリスク・負担を軽減し、営農経済事業をより重点的に展開することを志向する場合の選択肢として提示している」ということです。代理店の基本スキーム、こういう仕組みでその場合の手数料はこうということを全47都道府県域で説明済みでございます。JAにおかれましては、各JAでJAを取り巻く環境等を踏まえて、信用事業運営体制のあり方を検討していくという過程にございまして、期限は31年5月までに代理店を選択するか否かを判断する予定でございます。

なお、開いていただいておりますので御紹介しますが、信用事業の実務的な負担を小さ

くするという意味では代理店以外にもさまざまなやり方があると認識しておりまして、現金事務効率化の機器を農林中金が助成しながら導入しているといったことも御紹介させていただきたいと思います。

農水省の資料に目を転じていただきますと、次は全共連で「全共連は、事務・電算システムの見直し等による農協の事務負担軽減策を公表」ということでございます。資料1-4でJA共済の取り組みも御紹介しておりますが、事務負担3割軽減に向けて進捗しているといったことの御紹介にとどめさせていただきたいと思います。御質問があればお答えするようにいたしますが、資料1-4でこの2行の具体的な中身を本日お持ちしたということでございます。

以降、また農水省の資料に沿って話を進めてまいります。役員のところは農水省から御説明のあったとおりで思っております。JAの役員の任期は3年でございますから、3年のうちに一度は改選期がやってくる。改選期が来るたびに新しい法令に沿った役員改選が順次実現、対応しているといったことはそのとおりであろうかと思っております。

「成果を出している農協の優良事業を公表」というのは、農水省としても毎年7月にしておられまして、今後もやっていくという御紹介でございます。資料1-1の9ページ、全中としては優良事例の横展開は重要と思っております、自己改革実践トップフォーラムを年に一度は開催して、多くのJAトップ層の方に出ていただくなり、テーマごとにフォーラムを開催するなり、また私や中家会長も含めて、ほぼ全県、個別に訪問して取り組みを促すなど、優良事例の横展開にはJAグループとしても同様に取り組んでおるところでございます。

農水省の資料を3ページへお進みいただきたいと思います。3ページは特につけ加えることはないと思っております。独禁法遵守に向けましては、私どもとしても徹底してまいっております。

4ページにつきましては、全農が出てまいります。資料1-2が全農の資料でございますが、冒頭、座長からもお話がございましたように、29年3月の総代会におきまして、全農として「農林水産業・地域の活力創造プラン」に係る本会の対応を決めています。2ページの2行目にありますとおり、現時点の状況はほぼ計画どおりの進捗ということでございますが、少し中身を御紹介いたしたいと思っております。

生産資材事業でございます。まず、肥料でございますが、肥料の共同購入につきましては、最も汎用性の高い肥料でございます高度化成・NK化成肥料の一部銘柄につきまして、従来、全国で400銘柄もあったものを17銘柄に大きく絞り込み、29肥料年度の春肥では例年の対象銘柄の実績をほぼカバーする7万トンとなっております。銘柄が大きく減るわけですから、もしかしたら取扱い数量はがくと減るかもしれないということでしたが、これまでの400銘柄の実績をほぼカバーする7万トンを超える予約数量を頂戴したということでございます。

その結果、入札によりましてメーカーの数を14社33工場から8社13工場に削減、銘柄当

たりの生産数量が、1銘柄に割り返すと、従来は400銘柄もあったわけですから約250トンにすぎなかったものを約4,000トンに拡大いたしました。このことをもって製造固定費の引き下げを実現いたしております、また供給範囲も、どうしてもあの銘柄が欲しいということになると遠い工場から、わざわざ東日本から西へ持ってくるといったこともあるわけですが、そうではなくてブロック単位に変更して配送コストを圧縮する。こうした結果、おおむね1割から3割の価格引き下げを実現し、今後これを拡大してまいりたい、こういってございます。

次に、話題になりましたジェネリック農薬でございます。農水省におかれまして、ジェネリック農薬を登録、開発するに当たって必要なデータの種類を少なくする、絞り込んでいただく、負担を小さくしていただくようにルールを見直していただきました。現場としては、さらにそうしたことを進めていただきたいと思いますと思っておりますが、そうしたことを背景にしながらジェネリックの開発に着手いたしております。

なお、農薬担い手直送規格という耳なれない言葉を書いておりますが、イメージは50倍です。1キロの農薬が普通の規格であるところを50倍の規格もつくるということでございます。そうしますと価格引き下げが実現するということであります。農薬は保管が難しいものでございまして、あまり残したくない。農作業期を終えて農薬が残っていることを農家の方はよしとされず、あまり大きな規格だとお困りになるわけでございますが、大きな担い手が出てこられましたので、大きな規格も選択肢として御提供することが実現しております。それによって2～3割の価格引き上げが実現しているということでございます。

農機事業でございます。28年秋も随分話題になりましたが、高装備の農機では高くなるわけです。とって機能を削ったほうがいいかとなるとそうでもないわけでありまして、農家の皆さんが本当に必要となる機能は何だろうということを改めて農家の皆さんから意見を聞きながらやりましたという趣旨です。

例えば、多少斜めなところでも、自動水準制御といいます、水平にちゃんとやっていく機能だとか、倍速ターンといまして、小さい半径でぐるりとUターンするような機能はやはり必要ということでございます。そのように必要な機能は残すけれども、あまり要らないものは取るといった考え方で、馬力も60馬力に絞り込みます。全国目標台数1,000台ということにして、農機メーカーは日本は大手3社ということですが、ここに対して、あなた方はお幾らでおつくりいただけますかとボールを投げているということでありまして。来月になりましたらメーカー側から見積もりが出てまいりまして、もちろん最も有利なものを選択する中で、農家、組合員の皆様に低価格モデル農機を提供してまいりたいこととございます。

5ページ、販売事業でございます。米穀事業は、直接販売あるいは買取販売ということで、29年の目標は直接販売100万トン、卸を通じずにスーパーや外食産業といった実需者の皆様に直接販売するのは100万トン、ほぼ達成いたします。買取販売計画30万トン、ともに達成見込みです。主要実需者30社に対して営業したことによりまして目標を達成いたしま

した。30年度は新たに60社程度に対して営業をいたしていくということでございます。出資・業務提携を進めよというご議論もありました。29年3月にスシローグループホールディングスへの出資、10月には木徳神糧との業務提携、さらに30年4月には同社の株式を取得といったことで全農として取り組みを進めています。

直販関連のインフラ整備では、JA域ごとにではなくて、JA域を超えた広域で施設を全農が設置していく計画が30年度は6カ所さらにあるといったことでございます。

7ページへ行きますと輸出でございます。輸出も数値目標を設けて取り組んでまいりました。しかし、残念ながら、表の全体というところを見ていただきまして、29年度、JAグループ全体で輸出の計画は174億円に対して152億円ということで、目標未達ということでございます。全農といたしましても、111億円に対して102億円ということで未達でございます。

主な農産物は、米、牛肉、青果が大きいわけですが、米が達成できていないということでございます。これも話題にさせていただければ後ほどやりとりをさせていただきたいと思っております。

以上が全農でございまして、農水省の資料の4ページは全農のところまで来ているということでございます。その下は、農林中金、信連、農協による農業融資を農水省が把握されているデータとして数字があるということでございますが、もう少し詳細なものを持ち込みましたので、資料1-3をごらんいただければと思います。

2ページです。農水省の資料にも27年度2,535億円という数字がございまして、同様の数字がJAバンクの資料にもあろうかと思っております。28年度3,450億円、29年度の数字が農水省の資料にはございませんが、3,886億円ということで、伸張しているという御報告をいたしたいと思っております。

農水省の資料には、農林中金は500億円規模の出融資枠を設定し、それを順次実行しているのだが、そのうち全農との連携による出資は2件という記述もございまして。資料1-3の4ページに記載しておりますが、これが農中として設定している投資枠でございます。これを御報告しているのですから当たり前ですが、農水省の500億円と一致した投資枠500億円というのが合計額です。内訳は、A-FIVEとの連携の6次化ファンドなど記載のとおりでございます。

全農と連携した案件は5ページにございます。SFGホールディングス・リミテッド、イギリスの食品輸入卸売会社の全株式を全農・農林中金の共同出資により取得という事例が全農との連携の1つ目でございます。

株式会社ファームノートと書いてございますのが全農との連携の2つ目でございます。この中身は、7ページをごらんいただきたいと思います。ファームノートは高い技術をお持ちでございまして、ホルスタインの写真がございまして、牛にセンサーをつけるわけです。そうしますと、体温や体調、健康がどうか、あるいは出産の予兆があるといったものがわかりまして、管理ができる。こういう技術を拡充していただきたいと思いますということで、全

農、農林中金で出資して機能拡大を求めているといったものが農水省の中の事例の具体的な中身でございました。

農水省の資料でいいますと5ページの下の方の全中の欄、みのり監査法人が29年6月設立、そのとおりでございます。円滑な移行のため4者協議を開催中、これについてもそのとおりでございます。

あと6ページと7ページでございますが、特につけ加えて申し上げるべきことはございません。

以上で御説明にさせていただきたいと思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

では、少し私から質問をさせていただきます。自己改革の効果と目標についてですが、いわゆる単位農協への改革がどういった形で浸透しているかというのが非常に重要なポイントになるかと思えます。その中で、全農、経済連経由の生産資材の調達や販売から、別のこれまでとは異なる調達先、販売先等に転換した単位農協の割合または数はどのくらいあるものなのでしょう。データがあればいただきたいのと、実例等あれば、お聞かせ願えればと思います。

○比嘉専務理事 JA丸ごとでこれまで全農から購買品受け入れをしておりましたが、一切ゼロになりましたといったような事例は聞いたことはございません。恐らくJAの立場から見ましても、全農はこの品目に関しては強い、いいものを適正な価格で提供されているが、ここに関しては御不満があるという場合は品目別にあるかと思えます。品目によって、この品目は従来全農から受け入れておられたけれども変えられた、こういう話は個別にあるかもしれません。今だと29年度の数字がまだ出ませんが、できるだけ新しい数字で事務局を通じて提供せよということであれば、提供はできるかと思えます。（※1）

○飯田座長 ぜひそのようにお願いいたします。

では、長谷川座長代理。

○長谷川座長代理 今のところに関連するのですが、農水省の資料の1ページの下に割合が出ていますね。取り組みを開始した生産資材についてあるいはその他についても出ています。これは回答者のうちの何%で出ているのですが、農協全体あるいは農業者全体に比した数字なのでしょうか。分母と分子がちょっとよくわかりません。

○比嘉専務理事 農水省の資料の1ページの右下にある表は、農業者と書いていますのは、農水省が実施された認定農業者を中心にした農業者の皆さんに対するアンケートのことだと認識しております。全部で1万人対象だそうでございます。

○長谷川座長代理 総合農協というのは。

○比嘉専務理事 総合農協というのは日本中に約650ある全JAと認識いたしております。

○長谷川座長代理 では、650のうちの例えば29年度でいえば8割。

○比嘉専務理事　そういうことです。

○飯田座長　では、藤田専門委員。

○藤田専門委員　ありがとうございます。

先ほどからのお米の輸出に関して、原因について考えられていることをまずお聞かせ願えますか。

○比嘉専務理事　米の輸出に挑戦してみてわかったことは、もちろん高品質で高価格で日本米を需要されるというのは一定の市場はある。しかし、それには限界がある。その2つだと思っています。

全農としてもそのことは少し前からだんだんと実感を持ってお感じでございましたので、多収米で低コストの栽培をして、いわば輸出用のお米を作付するという作戦を本格的にとらない限りはなかなかお米の輸出はふえない、こういうことかと思っています。そこで、福島、宮城をスタートに、29年度は17JA、27ヘクタールで多収米低コスト栽培、まだ27ヘクタールですが実験的に取り組んでみました。30年度以降は、それが30年産米からスタートいたしますので、目標を100ヘクタールに置きながら、最初から輸出用の米、輸出用の産地をつくるのだという気持ちでやらなくてはいけないだろう、こういうことかと思っています。

○藤田専門委員　日本の米の需要というのは100%超えているわけですが、東南アジアに関して、世界的に言えば需要はこれから相当の期待が持てるわけですね。その中で、今言われたことも私はそういうところだと思いますが、ここでコスト削減に関して、今言った直播とかという話がありましたが、稲作をしている身からすると、肥料、農薬のコスト削減が大事なところだと思っています。農家自体は技術的な改良については努力できる範囲だと思いますが、肥料、農薬について今回のような状況で、例えば入札をするとか、1から3割、これは国内向けにおける減なのですね。世界的に競争していくことを考えると、韓国がもともとから話題に出ていましたが、どうしてもそことどこまで日本がやれるのかということがとても必要になってくるのかと思います。そういう面で、実際、肥料、農薬の飛躍的な値下げ等に対する対応についてもう一度お聞かせ願えますか。

○比嘉専務理事　滋賀県のJA東びわこのところで申し上げましたが、まさにお話のあったとおり、トータルコストを下げなければいかんということだと思っています。それぞれの生産資材の単価の引き下げに今申し上げたようなことで挑戦していくことはもとより、土壌との関係でどういう成分のものをどの程度まで施肥するのか、省力化して施肥することができるのかといったようなトータルでのコスト削減が必要だろうと思っています。

それから、農薬のことに関して国際的なということでお話がありました。ジェネリック農薬の普及率は世界的には約3割と認識しておりまして、本当にそこと闘うというのであれば、ジェネリック農薬が農薬全体に占める割合が日本はまだ5%と極めて低いわけです。政府としても御努力、御尽力はいただいております、登録申請に必要なデータを一部簡素化していただきました。

なお、JAグループとして、登録に要するデータ作成期間の短縮などはさらにもお願いしたいと思っています。全農も農薬メーカー4社と日本ジェネリック農薬協議会というものを設立しまして、世界的にということ、農薬ということであればやはりここに本格的に挑戦しなければいけないと思っていますところであります。

○藤田専門委員 ありがとうございます。

○飯田座長 では、関連して米の輸出についてですが、もともと一番重要な目標は農業者の所得を最大化することでありまして、輸出がふえても所得が上がらなければあまり意味がないわけでありまして。その中で、現在行われている米の輸出振興にかかわる事業、いわゆる海外輸出向けの米の生産がどういった目標のもとに行われているのか、つまりそれ自体で利ざやをとることで所得向上を目指すのか、またはそれによって日本国産の米の市場拡大のための、いわゆるマーケティングツールというふうに考えているのか、現在行われている輸出用の米の位置づけについて伺えればと思います。

○比嘉専務理事 もちろん農家の手取りにつながらなければ意味がございませんので、農家の手取りは、例えば60キロ当たりの単価が高い安いだけではなくて、農家として見れば自分の持っている圃場、10アール当たりの所得がどうか、こういうことでございますので、低コスト栽培が必要なのですが、その場合は多収米が必要になってきます。

日本の米は、収量は多少犠牲にしても食味優先という技術をこの間ずっと磨いてきたところがございまして、低コストで多収米でトータルとすれば10アール当たりの手取りは変わらない、あるいは上をいけるといふところに関しては、この間、取り組みがそっちに比べると不十分であったという反省に立って、これからも富裕層向けの付加価値の高い日本のお米だということを前面に出した需要はとりにいくのだけれども、それ以外のところも、少し下のところ、それでも現地のお米に比べたら高いのだと思いますが、そういうところをとりにいかない限りは実現しない。結果として現場の供給価格は多少これまでよりはリーズナブルになるのだけれども、多収米で低コストということをもって農家の手取りは確保できるように挑戦したい、こういうことでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、大田議長。

○大田議長 ありがとうございます。

信用事業について伺いたいのですが、活力創造プランができたときと大きく違うのは、マイナス金利が導入されて、集まった預金の運用が非常に厳しくなったことです。農中、信連、農協という3層構造を維持するメリットは今どこにあるのでしょうか。これが1つ目の質問です。

それから、先日の農水省の御説明では、資料2ページの右側にあるように、代理店方式と手数料水準の提示を47都道府県で実施されて、現在までの実績は3農協にとどまっているということでした。非常に少ないのですが、この原因はどこにあるとお考えになりますでしょうか。

○比嘉専務理事 まず、私ども農業協同組合でございまして、農業は畜産地帯もあれば都市近郊野菜地帯もあって、稲作地帯もあって、稲作地帯で求められる金融機能と畜産地帯の金融機能はまた違うものがございますので、それぞれのJAが個別の法人で異なった戦略を持つというのは的を射たことだと思っております。

一方で、スケールメリットは当然に追求しなければいけないところがあって、例えば海外で運用するというときに個別のJAがそれぞれ海外で運用するというスタンスはやはり不適切で、まとめるべきであるし、何をやるにしてもシステムが必要なわけです。各JAがばらばらにコンピューターシステムをつくるなどということは全く不合理なことであるから、JASTEMという名前をつけていますが、信用事業全体のシステムが一つであるということで、JAグループが目指しておりますことは、個々の置かれた環境が多様であるから、それに対応できるよう、分権的でありながらスケールメリットは追求できるようにまとめるところはまとめるという仕組みをみずからは追求しております。

その中で、県によっては、県内は人口減も激しくて産業集積も少ないのだけれども、県庁所在地だけにはある程度の産業が集積しているといった県は何県かあり、そうしたこともあって金融機関の業態の中には伝統的には地銀もあって、県域単位に金融を考えて県域単位で運用したり、県域単位の金融戦略もあり得ると思っております。

したがって、そうしたことから、JA、信連、農林中金という3段階が長くJAグループでは続いてきたということです。しかし、大田議長が言われるとおおり、私どもも置かれた状況は各県によって随分違うと思っておりますので、3層をどうしても維持しなければいけないとは思ってなくて、各県のJAの御判断で、今の時代、JAと農林中金という2層でよかろうと御判断になったところはそれを選べるようなことになっておりまして、現に12県が既にそのようにされて、その県には信連というものはございません。

2つ目につきましては、これは各JAにしっかり聞いてみないとわかりませんが、私どもとしては31年5月までにお決めくださいと言っております。何故かといいますと、3カ年の中期計画をおつくりになっているJAがどうございまして、大方は、違うところもありますが、28年、29年、30年の3年度間が今の中期計画で、31年度からが次の中期計画ということになっています。したがって、これほど重要なことであるから、それはしっかりと議論をして、これからの自分らの戦略はどうするのかということを考えるわけだから、中期計画を考える中で考えるということが基本になっていると認識しているところでございます。

○飯田座長 では、関連して金丸議長代理。

○金丸議長代理 信用事業の話が出ましたので、関連して御質問させていただきます。

いずれにしても、マイナス金利下において資金を農林中金に集中させて、国際的な運用のレベルも一番高い組織に委ねるとするのは、それはいいと思います。ただ、今の金融の情勢下において今までどおりの運用利回りが上げられるとは限らないですね。むしろ減っていく傾向にあると思っておりますので、農林中金が将来のリスクに対してどう考えているかと

いうことを単協にまず明らかにしているのか、していないのか、そこは農林中金に本当は聞きたいところです。

それから、代理店方式と言っているのですけれども、これは比嘉専務にお聞きしたいのですが、代理店方式になったときと今と現場に提供する金融サービスは変わらっしゃるのか、変わらないと思っていられるのか、ここも共有できているのかどうか、お聞きしたい。

3番目に、信用事業に関してなのですが、代理店方式も含めてリテール分野のあり方が今よりもベストプラクティスというか、変わろうとしたときに、農林中金は新しいシステムが必要になるのですけれども、その開発に要する期間が欲しいと我々にも言っていられなかったのですが、そのシステム開発は今どんな進捗でいられるのか。

この3点をお聞かせいただけますか。

○比嘉専務理事 まず、金融をめぐる状況が大きく変わりつつあって、農林中金はJAに対してそうした運用環境なり置かれている状況を説明しているかということですが、これは説明いたしております。農林中金としては、代理店方式とはこういうものだということ、もし代理店方式をどこかのJAがお選びになったときにはこういう手数料水準になるということをお説明になるときに、あわせて、そのことだけ独立して将来の自分の作戦を考えるということはありませんから、農中が東京にいて金融機関として日ごろ情報収集していることは説明して、こういう環境の中でやっていかなければいけないということをお説明しているということです。

JAグループはビジネスモデルや事業方式をあちこちで見直していかなければいけない。これまでのように一つの作目に一つの選果場をJAごとに置くということは難しいから、広域のビジネスモデルをして収支の改善をすとか、もしかしたらJAの支店でさらに廃止しなければいけない支店も出るとかという厳しさ、では山間部はどうするのかというので、農中は移動金融車というものを提案していて、実際に走っているところがあります。JAがそういうことをするならば、支店を廃止した、金融車を走らせるというなら農中が助成するというのもやっています。そうした新しいビジネスモデルや事業方式にいかないと厳しい経営環境の中ではやっていけないということをおJAグループ全体で共有しながらやっていっている最中です。

2つ目は、代理店方式になった場合には、主に融資のほうは組合員の皆様方からするとサービスの度合いが多少変わると私は認識しています。貯金のほうはこれまでと同じ事務所、支店のところに行って貯金されて、多少の事務手続はあるけれども、大きな変化はないでしょう。融資といいましても、一番典型的には担保定期貯金など定型的な融資ですけれども、そうしたものには大きな変化はないでしょう。しかし、農業融資、収益性を判断してこの農業者、農業経営体に融資をするのかどうかといったようなことは、これまではJAがやっていたけれども、代理店になればこれからは恐らくできない。したがって、変わる部分は出てくると思っております。

3番目のシステムは、もし代理店という仕組みに変わったときにそれに耐えられるシステムがあるのかどうかということに関しては、大田議長とのやりとりの中で申し上げたとおり既に実績がありますから、それに耐えられるシステムが今あるのか、ちょっと前はそれをつくるのに時間がかかるとおっしゃっていたぞということに関しては、システムはあります。

○金丸議長代理 先ほど来のお話の、代理店方式をして、比嘉専務は、末端の融資については単協の皆さんは変わると思っている。では、農林中金は変わると思っているのか。そうすると代理店方式にしたときに融資の決裁権というのは農林中金にあるのか。チェックイン機能は多分、単協にあるままだと思います。単協自身の判断や推薦だってあっていいわけではないですか。そこについてどうデザインするかによっては、今、言っていられる代理店方式用のシステム以外のものになり得るわけですね。本来は、単協で提供すべき金融サービスはどうあるべきかというのは、それはそれこそ全中も間に入って一緒に考えなければいけないのではないですか。まず、その共有できるデザインができていないままで、代理店方式に移りますか、移りませんかと聞かれたって、単協は「はい、わかりました。移ろう」というふうにはなかなかならないのではないかと思います。

そういう意味では、農林中金が提供するリテールの金融サービスはどうデザインしたのか、そのデザインに対して、今のままだったら、3単協が移行したわけですね。でも、そのままでいっても、例えば全部が代理店方式になったときに、スケーラビリティは今のシステムにありますかというのは一つの論点ですね。

今度はその機能のあり方について、例えば3つの単協が移行した、今後はもっと違う大がかりな、一JAのような大きなところも仮に移行しようとしたときには、その方々の現場に対する金融サービスの要求は変わるかもしれないですね。農林中金と地域における金融サービスがどうあるべきかは話し合わなければいけないですね。そのジャッジは本来はその中に入って全中がやるべきというか、もし必要であれば外部の専門家を入れたって構わないわけです。そのデザインをしっかりと、JA全体として、地域のお金の行く末ですから、運営のあり方がどうあるかということなのだから、それは皆さんできっちりした議論をしてデザインすべきだと思います。

それに伴ってシステムを用意すべきであって、そのことについては、農林中金はかなり深い研究はなさっていらっしやったはずなのです。そうすると、今の代理店方式だけの延長線上なのかどうかについては、農林中金に直接ぜひ聞いてみたいと思っています。比嘉専務を通じて聞いてもお答えできないのではないですか。きょうは仕方ないと思いますが。

地域の預金は今だって毎年ふえる傾向にあります。前は預金を集めるということはいいことだったわけです。でも、今は民間の金融機関も苦しいことになっています。国内の運用先が乏しいわけですから。そうするとますますリスクは海外運用でふえるわけです。世界中、低金利下ですから、以前よりもリスクは増しているはずで。従来は奨励金と称して農林中金から全国の単協にリターンがあったわけですが、その金額は今後はふえる傾向

にはないですよ。だからこそ単協も全農も経済事業といいますか、販売に力を入れて本業で収益を上げるというような戦略とか自己改革を実行していただいていると思います。

○比嘉専務理事 最初に頂戴した御質問は、代理店になったら現場のサービスのレベルがどうなるかということにお答えしたつもりでございましたので、ちょっと話がかみ合わなかったかと思いました。代理店になりましたら、誰が事業の主体か、例えば信連等が事業の主体になるわけでございますから、誰がお金を貸すか、それは信連が貸すわけです。一部の機能を代理事業者であるJAに委ねるわけでございまして、定型的な部分は委ねるけれども、リスクを伴う判断は当然信連等でしますので、そのところは代理店たるJAのほうではできないだろうということだけを述べたつもりです。

○金丸議長代理 今だって多分そうでしょう。

○比嘉専務理事 いや、違います。JAで融資の判断をしていますから。

○金丸議長代理 単協単位で。

○比嘉専務理事 そうです。

○金丸議長代理 商品は何ですか。例えば農業者用のローンなのか、それともカーローンなのか。今はカーローンと教育ローン等がかなりの割合を占めていて、農業にリターンされる融資はそんなに多くはないという現状だと思いますが、全部に対して単協がみずから教育ローン、カーローンもやっていて、審査部門が単協に全て652ある、そう思っているのですか。

○比嘉専務理事 そうです。

○金丸議長代理 そうすると、サービスが低下するかどうかというのは、単協にあったほうが緩いと思っていらっしゃるのか、農林中金に移ったらきついと思うのか、そこを除外しなければいけないのではないのか、何がフェアかということだと思っております。

○比嘉専務理事 審査がきつい、緩いという話ではありません。

○金丸議長代理 だったら、サービスは変わらないのでは。

○飯田座長 いかがでしょう。追加で何か説明事項はありますか。

○比嘉専務理事 融資の判断は融資主体がするという事だけをお答えしたつもりでございます。

○飯田座長 では、斎藤専門委員。

○斎藤専門委員 農協改革についてはいろんな部門で一生懸命やっている肥料とか農機具、そういうのはわかりましたが、餌、飼料のほうですけれども、どうも現場のほうでは、私も養豚をやっていますが、JAの飼料は高く買えなくて、トン1万円ぐらい民間との差があります。ただ、超大型規模の方々はなぜか組合飼料を使っているということを考えると、結局、指定配ということで相当安く出しているのだろうと推測いたします。ということで、一般の農業者である中小規模の畜産向けの飼料は価格を下げるためにどんなことをやっているか、お聞かせ願えればと思います。

以上です。

○比嘉専務理事 時間の関係もあって餌のところを飛ばしまして、まことに失礼いたしました。西日本で先行しているのですが、餌工場も分散しているよりも大きな工場でまとめて置いて稼働、生産したほうがもちろん効率は上がると思っております。そこで、従来、神戸や坂出、水島などにあったものを倉敷の新工場に集約することが既に実行済みでございます。

何で倉敷かといいますと、港の深さ、大きさと関係してまして、パナマ運河を通る一番大きな船、15メートル程度の深さというパナマックスが大きくなって、中国の港などではそれに耐え得る国際バルク港という深い港を整備されている。日本も国の戦略としてはそれを整備されるという方向で打ち出しておられて、そのことを私どもとしては歓迎しております、そのうちの1つが水島港ということです。

したがって、水島港にパナマックスのような大きな船を入れていただいて、バルク港になれば、そこで工場を近いところに置いてというような、個別のことで挑戦しなければいけないことがいっぱいあるわけでございます。根本論として、挑戦する、国と組んで大きなことをやるといったようなことは、そうしたスケールでやらなければいけないと思っております。中小の皆様へ供給する価格も含めて全体で下げるということについては、そんなことを頭に置きながら努力をさらにしていきたいと考えているところでございます。

○斎藤専門委員 私も畜産をやっているものですから、専務がおっしゃるとおり、パナマックスが入れないところ、それから、パナマックスが入ったとしても荷受けするサイロが十分でないとしても何の意味もないわけです。国も挙げて飼料の引き下げには、7万以上10万トクラスが入れるような港を整備して、サイロも荷受けできるような状況をつくらないと、工場を建てたとしても荷受けができないと全くだめなので、そこにいろんなメーカーの工場を集中してやるのが唯一大幅引き下げの道になると思います。ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○飯田座長 よろしくお願いたします。では、三森専門委員。

○三森専門委員 ありがとうございます。農業者の立場から幾つか教えてください。

まず、品目別のJA改革の中では品目別に問題意識を持って行っているのか。特に農薬のジェネリック問題がございました。ジェネリック農薬の中では、米、野菜、果樹という場合、特に果樹が期間に対してとても長い制約をいただいている、果樹は小さい個々の農家が多いので、JA全体で農業に対してなどにも問題意識を持って政府ときちっと意見交換していただいているのか。

そして、先ほどから何度かお話があるコスト削減のところ、JAの予約販売をもう少し時期を早く行い、ニーズを品目別など個別にとっていくことによって、さらに効率的にコスト削減が図れるのではないか、これはそんなに努力しなくてもできることではないかと思っております。

JAの自己改革の中の横展開をするというところで、例えば、JAとぴあ浜松、長野、こう

いったところはJAがもともととても頑張っていて、購買、販売の改革を進めているところだと思います。この横展開なのですが、JAが弱い県に対して全農ではどういった御指導をしていくのか。組織としてどのように単協的に指導されていらっしゃるのか。

先ほどから出ました金融に関してですが、今、私どもでも、JAフルーツ山梨の金融が勝沼1店舗になってしまって、お年寄りの方々は車もなく御苦労されております。こういったところに関して、単協に対してどういう御指導をして一農業者の利便性になっていくのかとてもわかりにくいので、農業者の立場に立ってみて農業改革のところでどういう御努力をしているのか、お聞かせ願いたいです。

○飯田座長 よろしいですか。

○比嘉専務理事 ありがとうございます。

ジェネリック農薬のことでございますが、ウエートからしましても、資材のコストは果樹農家の皆様方には農薬こそが一丁目一番地だということは、まさに三森専門委員おっしゃるとおりでございます。

ジェネリック農薬に関しても、先ほど申し上げましたけれども、一部、登録申請に関するルールを見直していただきまして、登録申請に必要なデータを簡素化していただきました。このことによってこれからはジェネリック農薬の開発費が低くなって、国際標準に向けて努力する素地が順々にできてくると思っております。

ただ、それだけではまだ私どもとして「よかった。全て大丈夫でございます」と言うつもりはございません。農水省としてもう一段やっていただきたいという気持ちです。私ども単体だけではなかなか協議が進まないものですから、農薬メーカー4社と一緒にしまして、農水省に対して意見を伝えて、何とか同じ方向を向いて一緒に努力していきたいと思っております。

それから、予約購買の見直しにつきましては、前の出来秋がいつ終わり、いつどの作目を作付するか判断するというのは、それぞれの気候が異なる地域、作目によって全く別でございますので、東京でまとめて何月に予約するというふうにしましょうというのかえってうまくいかないと思いますが、予約積み上げをやる以上は、そのタイミングを間違えずに、できれば早期にやるべきだという御意見について担当のところできちんと進めてまいりたいと思っております。

なお、3番目の横展開でございますが、現実にあった事例、表面に出てきている具体的な手法を横展開するというだけではなかなか横展開にはならないということは、委員御指摘のとおりでございます。職員の人材育成をどういうふうにされていたのか、それをするためにはJAとしてこの程度の構え、職員数、人材育成の具体策も持たないとだめであるとか、そういったところも含めて、なぜJAとびあ浜松にはできて、どこかのJAにはできないのか、成功の本質を見抜くということをやらなくてはいけないと思っております。

私どものセミナーでも、まず、例えば、JA上伊那が報告します。JA上伊那が報告した後、研究者の方とミニシンポジウムのようなものを作りまして、JA上伊那さんの成功の本質は

どこにあるのかということを経営学の研究者の方などに分析いただいて、御報告いただくというような形で、難しいことではございますが、表面だけではなくて本質を共有する、本質を横展開することに努めてまいりたいと思っております。

最後の話は、本当につらい話でございまして、鉄道会社の皆さんにも似ておりますが、私どもは民間組織であり、みずから収支を賄わなければいけない組織である一方、事実上、地域でのインフラを支えている組織でございます。山の中にJAの支所がある。どうしたって収支はとれない。しかし、廃止したら多くの農家、組合員の皆様がお困りになるというときは本当に苦渋の状況でございます。年金だけでも何とか手続できないかとか、コンビニを初め、ほかの組織と提携してATMをお使いいただけるようにするとか、あるいは移動金融車、2トン車ぐらいでございますが、無線回線を通じてオンラインで貯払いができるわけですけれども、そういうものを走らせるとか、限界があるなと思いつつながら、みずから収支は賄わなければいけないという限界は感じつつも、しかし割り切ることなくきちんと努力をこれからもしてまいりたいと思います。

○飯田座長 では、林委員、いかがでしょう。

○林委員 多岐にわたる御説明をいただき、ありがとうございます。

自己改革の資料にもありますとおり、農業生産者の所得拡大のためには生産資材の価格をいかに合理化していくかが求められています。御紹介いただいた中では、各部分についての取り組みは既になさっているということは理解できたのですが、そこでわかるのは、銘柄や規格や部品を共通化することが生産資材の価格合理化に実際に役に立つ、効果があるということが示されているのではないかと思います。

そういった点からしますと、肥料について全体3,000銘柄のうち一般高度化成の400銘柄についての取り組みにとどまっていることとか、農薬についても水稲除草剤中心の取り組みであったり、段ボールについては3品目1,400規格を3割削減と書かれておまして、3品目で1,400規格、これでもちょっと多過ぎるのではないかと思います。また、農機の部品共通化とか規格の統一化というところについてのお話もなかったかと思います。さらに、飼料については先ほど斎藤専門委員からも話があったところですが、どのようにこういった合理化を進めていくのかというビジョンのようなものもお示ししていただけないと思います。

こういった生産資材の銘柄、規格、部品の共通化とか、それから先ほど三森専門委員からお話があった予約注文方式の効率化は、ICTなどを活用したらもっと効率化できるのではないかと思います。こういった生産資材の購入合理化に向けた取り組みの中長期目標をどのように設定されているか、また、その工程表についてはどのようにお考えか、お教えいただけますでしょうか。

○比嘉専務理事 肥料のところでは最初に出てまいりました高度化成・NK化成肥料は肥料の中では一番汎用性のあるものでございまして、全農としては最も汎用性のあるものから挑戦する。新しい事業方式への挑戦ということでございますから、まずはこれに絞って実現

したということでございます。全農、JAグループといたしましては、ここだけでとどまるとは考えておりません。今後、普通化成であるとか、順次広げてまいるということでございます。全部ではないという御指摘もいただくのですが、順次実現してまいりたい、このように考えているところでございます。

段ボールにつきましても、何で3品目なのかということでございますが、タマネギ、里芋、ピーマンといますのは野菜の中では比較的異例品が少ないといいたいまいしょうか、例えば、大根は長かったり太かったりするものがありますが、タマネギ、里芋というのは大体、段ボールの集約化がしやすいということでございます。

例えばキャベツなどであれば端っこの組織がちょっと潰れて緑色が濃くなりますとそれだけで商品性が落ちてしまうようなところがあって、キャベツであればクッション性の高い段ボールを使わなければいけない。今度は、ニンジンなり、順次実現していくということでございます。全農としては29年度を実質、初年度として挑戦して、挑戦したものについては効果が出ている。しかし、林委員のおっしゃるとおり、そういうことであれば、学んで、そこに教訓があるのだから、それをほかの肥料でもやるべし、ほかの段ボールでもやるべしというのはおっしゃるとおりだと思っておりますので、全農としてJAグループとしてもそのように取り組んでいきたいと思っております。

○林委員 ぜひそのように取り組んでいただきたいと思いますし、それについての中長期的目標と工程表も速やかにお示しいただければと思います。ありがとうございました。

○比嘉専務理事 全農として年次計画表をお出ししているのがございますので、事務局を通じて御提供させていただこうと思っております。(※2)

○飯田座長 では、大田議長。

○大田議長 ありがとうございます。3点、伺います。

農協改革の集中推進期間が残り約1年なのですが、JAグループというのは巨大ですので、3つの目標を達成するために、全国組織、単位農協など、それぞれ自己改革を進めているところがきちんと改革できるように、達成のKPIや数値目標、あるいはそのための進捗管理を、JAグループとしてお示しになる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。これが1点目です。

それから、生産資材について、今林委員から質問がありましたが、段ボール事業で全国標準段ボール箱の規格をつくられたと。そこで、購入意向を示したのが245JAのうち106JAということで半分以下であることが気にかかっております。つまり、6割ぐらいの農協は既にコスト的には低い段ボールを使っておられたと見るのがいいのか、それとも農業者のためにコストダウンを何としてもやっていこうという意欲が薄いと見るべきなのか。ここをどう判断しておられるか、お聞かせください。

最後に、全農の生産資材事業の効率化、スリム化はどの程度進んでいるのか、お聞かせください。

○比嘉専務理事 まず、1つ目でございます。数値目標ということに関しては、稲作地帯

ではこういうことが一番大事、果樹地帯ではこう、畜産地帯ではこうというものがありますので、全中としてオールJAでこういう数値目標を持ちましょうというようにはしていません。現に各JAの独自性、個々のJAの戦略性を重視すべしという御意見もこの場あるいは前身の場でも頂戴してきたと思っております。

唯一、共通目標にしておりますのは、販売品販売高、JAとして農産物を金額ベースでどれだけ販売しているのか、農家の皆さんの手取りに直結するもので、これを共通目標にしてございます。したがって、全体としては販売品販売高を目標に置いてやっております。

農水省の御報告にもありましたけれども、2年連続、26年度から27年度、27年度から28年度、2年連続、日本中の農業総産出額も伸びておりますし、生産農業所得も伸びて、JAの販売品販売高も伸びているという状況になっております。その上で、我がJAで一番大事なことはこれだからというような目標数値をそれぞれのJAがそれぞれにつくっておられる、こういうところでございます。

2つ目は、例えば今、クッション性のようなことを申し上げましたが、クッション性、機能性はある程度落ちて安い段ボールにしたほうがよいという御判断と、多少コストは高くてもそこを大事にしようという御判断もあるというようなことです。

例えば、生食用に出荷することを想定した産地ではやはり段ボールの高機能性というのは必要です。消費者の皆様がスーパーで手にとられるときには見た目というのはどうしても大事で、加工用に回すものは多少端っこが崩れていても大丈夫なわけです。そうしますと、主に加工用に出す地域では、安い段ボールが出る、そうかといって乗られるだろうし、うちは高品質で多少高くてもいいところを狙っていくという作戦のところはやはり高機能な段ボールを使わせてくれということもあると思っております、事情は多様であろうと思っております。

それから、全農本体の生産資材事業の効率化ということにつきましては、中国地方をモデル地区にして肥料・農薬事業について業務分析をされました。これは29年度中にされたと同っております。特に県域を超えた広域化や重複事業を見直すことによって業務効率化が可能というふうにもモデル地区での実験を終えておられます。したがって、北海道に全農は事務所がありませんが、東北、関東、甲信、北陸、東海、近畿、九州という中・四国以外においても、30年度に入りましたらBPRという業務分析を実施して、その結果を踏まえて、効率的な事業運営の具体策を策定される、このように認識しております。

○大田議長 1つ目について、共通目標を押しつけようということで申し上げたわけではなくて、改革というのは何事によらず大変難しいですから、現場の単位農協の方もあるいは全国組織の方も改革しようとするほどいろいろ難しい状況があると思います。ですから、これだけとはというような項目は、やはり最後までやり遂げるようなサポートが必要ではないかという意味で申し上げました。

○飯田座長 では、私から、今までの質問の中で触れられていなかった論点で、外部人材

の登用の部分についてお話を伺いたいと思います。

まず、役職員について、いわゆる定量的な割合の面で自己改革期間中に何か大きな変化はございましたでしょうか。そして、外部からの人材登用について、例えば外部人材の中途採用のようなものから、現場職員の外部との交流のような、どちらかというところといった人的ネットワークの部分でこの期間に何か変化がありましたらお知らせ願えればと思います。

○比嘉専務理事 全農におかれましては、経営管理委員会という、企業でいうと取締役会に当たるものがあるわけですが、そこに企業の元経営者でいらっしゃる方、現役の企業経営者の方、弁護士の方、生協の方、行政経験者の方、異例な形でございますが、これまではない形で5人の員外役員といいたしよろしいでしょうか。

○飯田座長 営利企業で言うところの社外取締役みたいなものですね。

○比嘉専務理事 登用しておられます。また、チーフオフィサーという役職名で元ヨーカドーの戸井さんですが、先ほどのこれからはお米は卸に売るのではなくて直接販売する、営業先を開拓する、実需者に売りに行くというチームは、戸井チーフオフィサーのもとに部署をつくりまして、その指示、指揮命令のもとでそういうことをやっているといったようなことでございます。

もう一つ、農水省が御報告されましたのできょうは触れませんでした、JAの役員の改選期が3年に一遍、順次やってくるということは法令で決まっているわけですが、政省令、例外措置、特別措置も含めて農水省のほうでお決めございまして、それをクリアする形で役員改選が行われて、3年たちましたら全JAがそれをクリアするということになります。そうしますと、理事会なりの風景は随分と変わってくるであろうと思っております。

○飯田座長 職員の中途採用等はどうか。

○比嘉専務理事 職員の中途採用はデータがあったかどうか。

○飯田座長 もしあれば。

○比嘉専務理事 もしあればで御容赦ください。(※3)

○飯田座長 ほかに何かございますか。

それでは、議題1についてはここで終了といたします。

本日も説明がございましたとおり、農薬の担い手規格による価格の引き下げ、単協が実施している生産者の手取りを確保する取り組み等について御説明がありまして、自己改革実行状況について一定程度進展があったものと理解いたしました。

例えば、さまざまな規格の集約化であったり、段ボール事業につきましても徐々に改革が進んでいる。そして、人事についても大きな取り組みが始まったところだというふうに理解しております。途中、専務理事のお話にもありましたが、現在、農業所得が上昇している。実はこんなに上昇している産業というのはほかにないわけですが、非常に珍しい状況かもしれないと思っております。

他方、農協改革集中期間、残り1年となっており、待ったなしの状況でもあります。過去の延長線上のできそうな改革といったところを超えて、真に農業者の競争力を高める必要な改革がなし遂げられるためには、実現したいゴールから逆算し、やるべきことに速やかに取り組む工夫が一層要されるかと存じます。

何よりもスピード感が必要とされている状況であり、組織改革には現場の積み上げ型による地道な取り組みが重要である。その一方、今、求められているのは思い切った前例にとらわれない不連続の改革に挑戦していくことといった部分もあるかと存じます。

本日、委員、専門委員からの御指摘も踏まえつつ、今までにない、より思い切った改革に挑戦いただきますよう、JAグループの皆様におかれては引き続きの協力をお願いいたします。本日はありがとうございました。

(比嘉専務理事退室)

(平松市街地建築課長入室)

○飯田座長 続きまして、議題2に入らせていただきます。議題2は「植物工場の立地に関する用途規制について」であります。

本議題につきましては、2月16日に近鉄グループホールディングス株式会社、2月28日に担当省庁である国土交通省よりヒアリングを実施いたしました。今回は、以前の農林ワーキング・グループでの議論を踏まえ、改めて植物工場の立地に関する用途規制について担当省庁である国土交通省からお話を伺います。

それでは、国土交通省から御説明願います。

○平松市街地建築課長 市街地建築課長、平松と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

お手元に資料2といたしまして「植物工場の用途規制について」というタイトルでお配りさせていただいております。ほか、参考資料として近鉄グループホールディングス株式会社の資料、それから、前回御説明させていただいた資料を添付いただいているところでございます。

前回のワーキングでのヒアリングを受けまして、私どもとして実際にどういったものが植物工場としてあるかという知見がございましたので、御指摘を踏まえて、東京近郊ではありますが、事例を見学させていただいて、それを通じて当面の取り組みとしてどういうことができるだろうかということを検討いたしました。その結果を本日は御報告させていただこうと考えているところでございます。

まず、資料2、1ページおめくりいただきまして、裏面です。前回のワーキングでも御指摘がございました、植物工場として、建築基準法第48条に基づく特例許可を活用した例を調査しましたところ、事例としてはございませんでしたが、農産物の生産を行う施設に関する許可については全国で数件報告を受けました。その中の1つについて、どういった考え方で許可されているか、事例として御報告させていただきます。

これは、大分県にございまして、障害者支援施設にシイタケの乾燥施設が併設されてい

るということで、どちらかというとならざる就業をサポ一トするよな形の施設というイメージになるかと思ひます。シイタケの乾燥施設が工場に該当するということで許可の手続が踏まれているというものでござひます。

用途地域規制でいひますと第一種中高層住居専用地域内に工場を建築した事例になります。使用される原動機騒音発生状況を確認し、一定の防音措置を講じた上で許可をされている。さらに、専門家に意見を聞く建築審査会製品を搬出入する際の車両の出入りあるいは停車位置等について議論があったということで、そういった面も含めて対応することによりまして、一定の条件をつけて許可がおろされているということでござひます。

建築物の概要は、1階建て、350㎡で、そのうちシイタケの乾燥施設の作業場の面積が250㎡という規模でござひます。

先ほど来申し上げておりますけれども、個別に配慮を行った事項ということで、やはり騒音の問題がござひまして、地元の市の騒音の環境基準を超えるということがござひましたので、建築物の壁にせっこうボードを張ったり、窓を二重サッシにするという防音措置を講じることで、基準を満たしたので許可がおりているということでござひます。

もう一つは交通について、駐車場がないということで製品の搬出入の際の周辺道路への影響について指摘がござひました。それについて近隣の空き地を駐車場として使用することで合意されていたということで、周辺道路への負荷はないことを確認されたという経過があったようござひます。

続きまして、次のページでござひます。私ども実際に植物工場を見学させていただきまして、3月に2つの工場を見せていただきまして、(1)は、江戸川区にござひます鉄道の高架下を活用して規模の小さな植物工場を運営されている例、(2)は、千葉県柏市の工業専用地域、工場がいっぱい建っているようなエリアで大規模に運営されている例ということで、小さいものと大きいもの、2つの類型で拝見したということでござひます。

(1)の江戸川区の例は、第一種住居地域、住居系の用途地域と準工業地域、工業系の用途地域にまたがる敷地になっておりまして、過半が準工業地域ということで、植物工場も建築可能な場所であったということでござひます。

鉄骨造の1階建て、栽培面積は167㎡、かなり小規模なものでござひます。ベビーリーフ、レタスなどを栽培されていて、空調の管理のために室外機が2機つけられています。こういった原動機を使うエアコン設備とあわせて、搬出入の状況でござひますが、そちらもお話を伺ひまして、1日にワゴン車1台分ぐらいの出荷量があるということでござひました。

(2)の柏市の工業専用地域にあります大規模な施設は、約500㎡の生産するための部屋を2室構えられて、レタス、バジルなどを栽培されている例でござひます。

こちらは、やはり規模に応じてということでござひますが、室外機は2部屋で48機、壁にずらっと並ぶという状況でござひました。ただ、実際見せていただいたところ、非常に大きな音が出るということは確認できませんでした。鉄道高架下や周りに工場が建っているという状況で、周りは非常に静かな状況かと言われればそうではない状況下ではありま

したが、率直に申し上げて、大きな音でかなり騒音が出る施設という感想は持たなかったところでございます。また、におい等についても特に気になるものはございませんでした。

ただ、1点、害虫の侵入に対して非常に注意をしておられました。中に入るときには作業服のようなものを着用させていただいて、クリーンルームのようなところを通って入らせていただいたり、密閉空間として害虫の侵入を防ぐような構造になっておりますので、窓がない比較的大きな建物が建つという状況です。そういったものがもし住宅地に建つとすると、周りの方々からこういうものが建っては困るという御指摘をいただくような要素はあるのかなと感じたところでございます。

そういったものを拝見させていただくとともに、どういうことが対応としてとれるか、検討いたしまして、最後のページでございますが、「論点への見解と対応方針」ということで整理しました。

見解としては、基本的に一般論として、植物工場についてこういう形で規制を行うことを決めることについて、まだ我々としてはそれほど知見を蓄積できていないと考えております。そういった形でいきなり規制のレベルを設定することについては周辺環境に対しても影響が懸念されると思いますので、特定行政庁が市街地における環境を害するおそれがないと認めて許可した場合に建築可能、この仕組みをより円滑に使っていただけるような対策を講じようということで検討してまいったところでございます。

今後の対応の方針でございますが、これまでこういった許可制度の運用に関する事案につきましては、許可が行われている先行の事例を収集いたしまして、そういったものを関係の行政機関に情報提供して周知する。それによってこういう形で一般に許可がおろされているということをご認識いただき、個々の行政庁においてもその手続が円滑に行えるように情報提供による支援を行ってきたということでございます。さらに、そういった形で許可の事例の蓄積が一定たまってまいりましたら、それを踏まえて、許可の考え方を技術的な助言として通知する、そういった取り組みもしているところでございます。

ただ、今回、植物工場の件につきましては、先ほど申し上げたように、許可の事例が見当たらなかったということもございまして、さてどういう対応がとれるだろうかということをご考えたわけでございます。

まずは①、②にございますような、調査をさせていただこうと考えております。実際の許可事例がございませんので、①として、特例許可を活用して植物工場に類似する施設を建築した事例の審査内容等を調査して収集しようと考えております。類似するということになりますと、原動機は一定使用されているけれども、非常に静かである、あるいは振動が少ないといったような施設、それから、食品を生産されているけれども、におい、空気の汚れ、排水の汚れ等、外部に対してあまり影響がない施設などが対象となると考えているところでございます。

②といたしましては、許可にかからないもので実際に立地されている、先ほど事例として報告した2つはいずれも規制上立地できるところに立地されているわけですが、そうい

った許可が不要の地域に立地されている植物工場につきまして、これも実態を把握するために調査しようと考えております。現地を見せていただいた際、こういったところに出荷するか、関係する食品加工工場との輸送距離などは立地を判断する際に重要な要素と伺いましたので、事業者の方などから立地に際してどういうところを希望されるかといったあたりも聞ける範囲でお話を伺えればと考えているところでございます。

その調査結果を踏まえまして、国として次のアプローチが考えられるというふうに整理しております。まず、1つ目といたしましては、建築行政を所管しております特定行政庁に対しまして、調査で得られた類似の施設に関する許可事例等を情報共有することができるだろうと思っております。

もう一つの取り組みといたしまして、今回の事業者からの御提案と今回のワーキング・グループでの議論につきまして、日本建築行政会議という会議体に情報提供する。これは、全国の建築行政を所管いたします特定行政庁、自治体の建築担当部局とお考えいただければよろしいですが、民間の会社で建築確認業務を行っておられる指定確認検査機関などが会員となって、会員相互間の情報交換や、共同で作業を行っていただくということで建築物の安全確保や質の向上等を実現していこうと日々活動されています任意の団体でございますが、この日本建築行政会議に対しまして情報提供することにあわせて、植物工場あるいは類似する施設を含めて、この扱いについて検討いただけるようにこちらからお願いして促していけないかと、考えているところでございます。

そういったプロセスを通じまして、一定の許可事例等の実績が積みまれてまいりましたら、その許可実績を踏まえて許可の考え方を整理できれば、技術助言として通知することも含めて、少し時間がかかると思いますが、検討をさらに進めていけたらと考えているところでございます。

説明としては以上でございます。

○飯田座長 では、ただいまの御説明について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。では、大田議長。

○大田議長 前向きな御検討ありがとうございます。

2月16日の農林ワーキング・グループ資料を確認すると、近鉄グループホールディングスは三重県に問い合わせたためだったと。許可事例があまり蓄積されていないので時間がかかるということですが、こういう不許可事例というのは結構あるのではないかと、不許可事例が本当に不許可であるのかどうかをチェックするという蓄積の仕方はないのでしょうか。

○平松市街地建築課長 今回、特定行政庁に対して調査した中で、不許可にした事例というのはなかったところです。ただ、相談を受けている事例は幾つかございまして、この近鉄の例については、相談を受けているという反応も当該自治体からはなかったのですが、ほかの自治体では相談事例というのもございますので、今回、類似の事例を調べる中でも、こういった相談を受けている事例についても具体的にどういうものかというあたりは調べ

ることは可能だと思っております。

○飯田座長 ほかにいかがでしょう。では、林委員。

○林委員 ありがとうございます。現場に見に行っていて、実際に弊害がないことを確認していただいたということで、大変前向きに御検討いただいたことを感謝いたします。

その中で、きょうの資料2の最後のページの真ん中の今後の対応方針の②です。日本建築行政会議に対して植物工場の扱いについて国交省から検討を促していただけたということなのですが、2月16日の近鉄グループホールディングス株式会社からの規制改革要望では「日本建築行政会議において、『農産物の育成や品質管理を行うために必要な空調設備・灌水設備などは、原動機を使用する工場の原動機として取り扱わない』としていただきたい」という御要望もあります。この原動機の点も含めて国交省から日本建築行政会議に対して検討を促していただけたと理解してよろしいのでしょうか。

○平松市街地建築課長 資料にも書いておりますが、事業者提案と本ワーキングでいただいている議論については情報提供させていただいて、それも含めて御検討いただくように働きかけをしていきたいと思っております。

○林委員 ありがとうございます。

最後に、先ほどの御説明の中で、特定行政庁に対する技術的助言として通知することを検討するという点について、少し時間がかかるかもというようなお言葉もあったのですが、現場確認していただいているわけですので、ぜひスピーディーに実現されるようお願いしたいと思います。

○平松市街地建築課長 この通知については、許可を行った事例の蓄積というものが必要になってまいりますので、そこは実態の進捗とあわせて、できるタイミングで対応していきたいと考えております。

○飯田座長 では、金丸議長代理。

○金丸議長代理 ありがとうございます。本当に前向きな御回答を感謝申し上げます。

前回も申し上げたのですが、植物工場という名前がよくないのではないかと。申請者も植物工場で「それは工場ですか」と聞くものだから、植物工場とつけられているのをそうではないと規制側が違う定義をするのは難しいのであって、それで質問なのですが、きょうの事例の農産物の生産等を行う施設と呼んだときと植物工場と呼んだとき、国交省は定義の違いとか何かあるのですか。あるいは受けとめ方の違いとかございますでしょうか。

○平松市街地建築課長 名前ではなく実態から各行政庁で判断されておりますので、そこは変わらないと思っております。本日お示しした例もシイタケ乾燥施設という形で用途を書いてありますが、乾燥のための原動機を使うということで工場の扱いとして許可の手続を踏まれていると認識しております。

○金丸議長代理 そちらとしてはどちらでもいいということですか。

○平松市街地建築課長 名前は関係ないということです。

○金丸議長代理 その話だと、話がまた原動機に戻りませんか。農産物の生産等を行う施設というカテゴリーは別枠にしたほうがいいのではないかと。原動機を使うか使わないかにこだわるから、また振り出しに戻ってしまって、原動機とは何ぞやという話になるわけです。もう一ひねりというか、もうワンクッション柔軟にお考えいただいたほうがよろしくないですか。

農産物の生産等を行う施設に関するガイドラインか何かを示していただいて、それについてチェック項目としては原動機の今回なされたような騒音であるとか、あるいはその他、住民の理解だとか、何かそういうチェックリストがあって、それをクリアしたケースは別枠というほうが気がきいていませんか。それをまた、これは植物工場として建築基準の何とかを検討する場に出していく、その後のことを心配すると、考え方とか発想の転換というか、こんな時代が来るとは思わなかったわけですね。コンピューターで制御して植物をつくることになるという施設が生まれて、それがハウスと言われるようなものから、コンピューター制御であるがために土も要らなくなり、水耕栽培なり、オランダとかはど真ん中に建っていたりするわけですから、平松課長、ぜひもう一息という気がします。

○平松市街地建築課長 そこは調査をさせていただいて、議論を踏まえてということになるかと思うのですが、やはり工場の概念というものは、脈々と運営されてきた実績がありますので、物を生産するに当たって原動機なり機械を使ってということについては、そういった土俵があるところは新しいものを取り扱っていく上でも踏まえていかなければいけない話ではないかと思っております。今、御指摘いただいたようなことができるかどうかも含めて議論はさせていただきたいと思っておりますが、むしろ私どものほうからそういう形で提案させていただくということに関してまだ知見がないということで、その辺は調査によって情報収集させていただきたいと考えておるところでございます。

○飯田座長 今、金丸議長代理からもお話がありましたが、植物工場という言い方はかなり不自然でありまして、実際に、例えばハウスで水耕栽培も行われております。そう考えますと、今、懸案になっている植物工場は超ハイテクハウスのほうが実は実態に近くて、工場というカテゴリーに、最初にキャッチなネーミングだったので植物工場と言われてしまったことの不幸がここまで問題を面倒くさくしているところがあるのかなと考えております。

現在、いろいろと対応の方針をお考えいただきまして、ありがとうございます。しかし、許可の事例の蓄積というのにもまた非常に大きなハードルがありまして、現行で特別の申請がないと許可がおりないわけですので、事前に調べると、では別のところに持っていこうという、恐らく今までの不許可事例、許可事例ともに少ないのは、だめだったらそもそも住宅系の地域に建てるのは諦めていたためです。ですから、何らかのよほど大きな工法があるか、よほど大きな制度変更がないと、今までどおり、植物工場で工場なので工業系の地域、用途規制のところにはしか建てられないという頭で場所を探し始めてしまう。

余談ですが、植物工場というのは最初、都市菜園というふうには呼ばれたりもしたのです

が、都市菜園というのはますます重要になっていくかと思えます。といいますのも、現在、都市のスポンジ化というのが進んでおりまして、中でも、地方都市において顕著であります。そういった都市部に、先ほど御指摘ありました江戸川区のような小規模な植物プラントを置くことができるようになるという制度変更は非常に重要かと思えますので、植物工場という名前をつけられてしまったことの不幸というのを考えながら、新しいカテゴリーという考案についてもちょっと検討いただけるとありがたいと思えます。

○平松市街地建築課長 先ほどのハウスのようなものというのは、やはり農業というカテゴリー、農地のほうに立地されているのだと思えます。一方で、先ほど申しましたように、植物工場とあえて呼ばせていただきますが、やはり工場然とした外見であることは確かでございます。それが住居系の地域に入っていったときに住民の方がどういうふうにお感じになるかというあたりは非常に重要なポイントかなと思えます。

そういうことも踏まえて立地ができるところに立地しようというふうを選択されるというのは、まさに事業者の御判断でされているのだろうと思えます。実際、立地されているものも、許可事例にかからないものも今回、植物工場ということで調査をしようと考えておりますので、その辺、どういうふうにお考えになって立地選択されているかというあたりも伺ってみたいと思えます。

○飯田座長 では、長谷川座長代理。

○長谷川座長代理 今、飯田さんと金丸さんがおっしゃったとおりで、これはまさに規制改革の本旨にかかわるような話だなと思えます。つまり、昭和14年の工場の解釈、あるいは昭和37年の原動機の解釈のようなことが時代にそぐわない。時代にそぐわない規制を見直していこうということが総理が言っている規制改革の本旨でありますので、これはまさに典型的な事例と思えました。ですから、金丸さんがおっしゃったとおり、新しいカテゴリーをつくるということも含めて柔軟に御検討いただきたいと思えます。

○飯田座長 では、藤田専門委員。

○藤田専門委員 住宅地域でハウスというものは、構造的に言えばこれからつくる可能性はあると思えます。ですから、あまり形にはこだわらなくても、原動機ということがあるのであればあまり関係ないと思えますが、そんな中で、この前のときにも海外ではどうなっているのかということについて、私も知識的には持っていませんが、そこら辺がどうなのかも含めてやっていかないと、やはり競争力を含めて必要なのではないかと思えます。

○飯田座長 いかがでしょうか。

○平松市街地建築課長 本日いただいた御指摘も踏まえて調査のプログラムを考えるときには参考にさせていただきたいと思えます。

○飯田座長 そのほか、いかがでしょうか。

先ほど座長代理から御発言がありましたように、ある意味では規制改革推進会議の大きな趣旨になっておりますのが、時代にそぐわなくなった、そして、合理的な理由がないが、続いている規制を洗い直していくところにあるかと思えます。その意味でもこの植物工場

の立地に関して、騒音や臭気、景観、そういった条件がクリアできるのであれば、十分に現在の用途を超えた形で使えるようにする道を開く、そういった部分に重点を置いて進めていただければと思います。

それでは、議題2はここで終了といたします。

本日、国土交通省から御説明いただきましたように、許可事例の共有はもちろん非常に重要なことかと思いますが、同時に、大田議長から指摘いただきました相談事例や不許可事例についての情報蓄積、そして、情報交換を通じた新たな案件への迅速な対応を促すということ、これがまず第一の要望、要請となります。

また、さらに工場という言葉の持つ大きな問題、また、植物工場の不幸というところもあるかと思いますが。やはり騒音、臭気、発生交通量、景観といった実態的な点に即した形での規制について国土交通省において検討いただくことが重要かと考えております。

本点につきましては、規制改革推進会議第3次答申に盛り込むべく、限られた時間の中でしっかり結論を出していきたいと考えております。国土交通省の皆様におかれましては、引き続き御協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

事務局から何かありますか。

○佐脇参事官 後日、また日程などについて御連絡いたします。

○飯田座長 本日は、お忙しいところ、御参集いただき、ありがとうございました。

(※) 後日、全国農業協同組合中央会より回答がありました資料については以下のページに掲載しております。

(※1及び※3) <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/nourin/20180516/180516nourin03-1.pdf>

(※2) <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/nourin/20180516/180516nourin03-2.pdf>